厚生委員会資料

令和５年１月２３日

福祉部高齢者地域支援課

**品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設（北品川ゆうゆうプラザ）指定管理者候補者の公募について**

**１．趣旨**

　　北品川高齢者多世代交流支援施設（北品川ゆうゆうプラザ）は、北品川シルバーセンターの改築工事に伴い、区民の身近な憩いの場・交流の場として、高齢者の健康の維持・増進および生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を図る施設として、令和６年４月１日の開設を予定している。

　　施設の運営にあたっては、「品川区立高齢者多世代交流支援施設条例」第１３条の規定により、良質で効果的なサービスを効率的に提供するため、指定管理者制度を導入し、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、その候補者を公募する。

**２．指定管理者が管理を行う施設の概要**

（１）名称 　　品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設（北品川ゆうゆうプラザ）

（２）所在地 　　北品川一丁目２９番１２号

**３．指定管理者が行う業務**

「品川区立高齢者多世代交流支援施設条例」第１５条に規定する次の業務

（１）施設の運営に関すること

（２）設置目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関すること

（３）施設の維持および修繕に関すること

**４．指定期間**

　　令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間

**５．指定管理者候補者の選定**

（１）選定方法

　　　公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

（２）選定委員会の設置

　　　候補者の選定にあたっては、「品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

（３）選定基準

　　　指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

　　①　利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること

（裏面へ続く）

（裏面へ続く）

　　②　施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること

（裏面へ続く）

（裏面へ続く）

③　施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること

　　④　施設の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること

**６．今後の予定**

　　令和５年　２月 　　 募集要項の配布

３月 　　 説明会の開催

５・６月　　指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会

開催、選定

　　　　　　　10月 指定管理者の指定議案提出、議決

令和６年 ３月 　　 指定管理業務の協定締結

　４月 指定管理業務開始